

必要書類

B-1, B-2 (C-1) 短期商用、観光 (通過)

- 1、 パスポート+ 旧パスポート
(その他の国籍をお持ちの方で別のパスポートを持っている場合は、そのパスポートのコピー)
- 2、 申請書 DS-160 →DS160 質問書を基に弊社にて作成
- 3、 写真5. 1 x 5. 1 c m (背景は白のみで顔のサイズが 2.5cm~3.5cm、メガネ着用不可)
- 4、 外国籍の方は在留カードの両面コピー
- 5、 英文預金残高証明書 (+学校や会社から費用が支払われる場合は費用負担者の英文財政保証書)
- 6、 英文休暇証明書 (学生は英文在学 [休学] 証明書) (無職、主婦の場合は親族の同意書)
※学校のプログラム・研修等で渡航する場合で日本の学校 (大学) からの英文推薦状を提出する場合は不要
- 7、 英文日程表
- 8、 ・ビザ免除プログラム参加国の方でイラン・イラク・シリア・スーダンに 2011 年 3 月以降渡航歴のある方は国名・渡航日・渡航期間・目的を記載した英文渡航歴証明書
・ESTA 登録の入力ミスや ESTA 登録が拒否されたためビザ申請をする日本人は ESTA 登録時の入力ミス等で拒否されたという理由書 (英文)
- 9、 学校のプログラム・研修等で渡航する場合は日本の学校 (大学) からの英文推薦状
- 10、 学校のプログラム・研修等で渡航する場合は現地受入校からの英文 (受入状) 招聘状
- 11、 外国籍で配偶者が日本人の場合は配偶者の戸籍謄本 (英訳要)
- 12、 英文経歴書 [学歴 (大学院生は履修科目の内容)、職歴、日本及びアメリカでの渡航目的] (南米、中東、中国、ロシア、北朝鮮籍の方など国籍により必要)
- 13、 面接予約証明書 →面接日希望書を基に弊社にて予約

※観光 (B-2)

☆ 北朝鮮籍について本人面談⇒本国紹介となる為、約 2 ヶ月以上かかる。
(査証拒否される場合もある。)

☆ 台湾籍の方でパスポートに ID 番号の入っていない方はシングルビザしか取れません。

※商用 及び 学会 (B-1)

- 1 また短期商用や医療関係で渡米する場合は観光の書類+日本の会社からの英文推薦状 (レコメン) 及び米現地からの招請状 (インビテーションレター) が要る。それに伴い日本の会社と現地会社との取引実績を証明する書類も要。(商品に関する売買契約書など)
- 2 外国籍で学会出席する場合は観光の個人旅行の書類、商用①の書類に 12、の書類を付ける

※インド、ロシア、ベトナム、バングラデッシュ、中東、の方はチェック料とは別に領事館実費に係る場合があります。